

公益財団法人 秋田観光コンベンション協会
歓迎ムード醸成事業各種支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市で開催されるコンベンションの主催者に対し、歓迎ムード醸成のための各種支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象)

第2条 支援対象は、次の要件を満たすコンベンションの主催者であること。ただし、公益財団法人秋田観光コンベンション協会（以下「協会」という。）理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 国際大会100名以上、全国大会500名以上、東北大会1,000名以上の参加があるもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 政治的または宗教的活動を目的としないもの
- (4) 国や地方公共団体が主催するコンベンションでないもの

(支援項目)

第3条 支援項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) あきた観光レディーの派遣
- (2) 秋田の伝統芸能等にかかる出演料の助成（以下「伝統芸能出演料助成金」という。）
- (3) 歓迎ポスターの製作・配布
- (4) エクスカーションに係るバス代金の助成（以下「エクスカーション助成金」という）
- (5) その他協会理事長が必要と認めたもの

(支援内容)

第4条 支援の内容は、次に掲げるものとするが、年度内における予算の範囲内で対応するものとする。

あきた観光レディーの派遣	レディー2人まで無料派遣(4時間未満)
伝統芸能出演料助成金	実績額の1/2(50,000円を上限)
歓迎ポスターの製作・配布	無料(ただし、当協会にて製作・配布するものに限る)

エクスカーション助成金	実績額（上限 50,000円）
その他理事長が必要と認めたもの	実績額の1/2 (50,000円を上限)

（申請）

第5条 支援を受けようとする者は、次に掲げる書類を、開催30日前までに理事長に提出するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 歓迎ムード醸成事業各種支援申請書（第1号様式）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

（支援の決定）

第6条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、内容等を審査し、相当と認めた場合は、歓迎ムード醸成事業各種支援決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、支援が不適切と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（伝統芸能出演料助成金及びエクスカーション助成金の請求）

第7条 伝統芸能出演料助成金及びエクスカーション助成金を申請し、決定通知を受けた者は、コンベンションの終了後、30日以内に次に掲げる書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書兼助成金交付請求書（第3号様式）
- (2) 伝統芸能披露及びエクスカーション実施の様子が分かる写真
- (3) 伝統芸能出演料及びエクスカーションバス代金の領収書等の写し
- (4) その他理事長が必要と認める書類

（伝統芸能出演料助成金及びエクスカーション助成金の交付）

第8条 理事長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、相当と認めるときは、口座振込により助成金を交付するものとする。

（決定の取消）

第9条 理事長は、コンベンションの主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の中止または助成金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定内容、またはこれに付した条件に違反したとき

附 則

あきた観光レディースの派遣については、あきた観光レディース派遣要綱を準用するものとする。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。